

# 山梨県公報

号外第十一号

令和八年

三月三十日

月 曜 日

## 目 次

- 山梨県部等設置条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県常勤監査委員の給料及び旅費条例等の一部を改正する条例……………五
- 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………七
- 山梨県行政手続条例の一部を改正する条例……………八
- 山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例……………八
- 山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例……………八
- 山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………八
- 山梨県衛生環境研究所手数料条例の一部を改正する条例……………一五
- 山梨県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例等の一部を改正する条例……………一六
- 山梨県国民健康保険条例の一部を改正する条例……………一六
- 山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例……………一七
- 山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例等の一部を改正する条例……………二六
- 山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例……………二六
- 山梨県立証明事務手数料条例等の一部を改正する条例……………二七
- 山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例……………二七
- 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例等の一部を改正する条例……………二九
- 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例等の一部を改正する条例……………三〇
- 山梨県立美術館設置及び管理条例等の一部を改正する条例……………三二
- 山梨県畜産保健衛生所手数料条例等の一部を改正する条例……………三七
- 山梨県建築基準法施行条例等の一部を改正する条例……………三九
- 山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………四九
- 山梨県立青少年センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例……………四九
- 山梨県運輸適性検査手数料条例及び山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例……………五〇
- 山梨県森林総合研究所手数料条例を廃止する条例……………五一

## 条例のあらまし

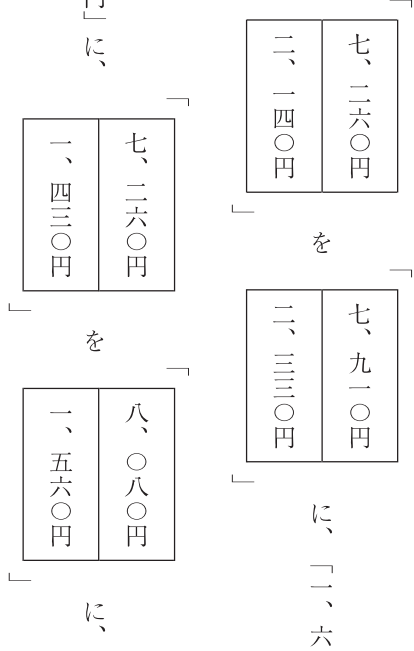
- 山梨県部等設置条例の一部を改正する条例(条例第五号) (行政法務課)
  - 1 人口減少下における持続可能なまちづくりの実現に向けた取組を一層推進するため、次の改正を行うこととした。
    - (一) 「地域デザイン・新交通基盤推進局」を設置する。
    - (二) 新価値・地域創造推進局を「新価値創造推進局」に改める。
  - 2 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。
- 山梨県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例(条例第六号) (行政法務課)
  - 1 公益信託ニ関スル法律の全部改正に伴い、山梨県公益認定等審議会の委員の要件に、公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者であることを加えることとした。
  - 2 この条例は、公益信託に関する法律の施行の日(令和八年四月一日)から施行することとした。
- 山梨県常勤監査委員の給料及び旅費条例等の一部を改正する条例(条例第七号) (人事課)
  - 1 最近の社会経済情勢等に鑑み、次の改正を行うこととした。
    - (一) 常勤監査委員の給料の月額を引き上げる。
    - (二) 行政委員会の委員等の日額の報酬額を引き上げるとともに、一箇月当たりの報酬額の上限を撤廃する。
    - (三) 附属機関の委員の日額の報酬額を引き上げるとともに、日額制に加え、時間報酬制を導入する。
  - 2 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。
- 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第八号) (市町村振興課)
  - 1 知事の権限に属する事務のうち市町村が処理することとする事務を拡大等するため、次の改正を行うこととした。
    - (一) 新たに市町村が処理することとする事務を次のとおり追加する。
      - (1) 児童福祉法に基づく事務
      - (2) 浄化槽法に基づく事務
      - (3) 山梨県障害者居住条例に基づく事務
    - (二) 調理師試験受験願書の受理に係る事務を指定試験機関へ委任することにより市町村に移譲している当該事務を廃止する。
  - 2 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

円」に改める。

別表第三第二号の表中「四七〇円」を「五一〇円」に、「一、四三〇円」を「一、五六〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二九〇円」に、「三〇〇円」を「三三〇円」に、「五、八三〇円」を「六、三六〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、八〇〇円」に、「二、八六〇円」を「三、一二〇円」に、「二、一四〇円」を「二、三三〇円」に、「一、六六〇円」を「一、八一〇円」に、「三、五七〇円」を「三、八九〇円」に、「一、一五〇円」を「一、六〇〇円」に、「三五〇円」を「三八〇円」に改める。

別表第三第三号の表中「四、四〇〇円」を「四、八〇〇円」に、「一、四三〇円」を「一、五六〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、七〇〇円」に、「八三〇円」を「九一〇円」に、「二、一四〇円」を「二、三三〇円」に、「二、八六〇円」を「三、一二〇円」に改める。

別表第三第四号の表中



「七一〇円」を「七七〇円」に改める。

別表第三第五号の表中「一五〇円」を「一六〇円」に、「三五〇円」を「三八〇円」に改める。

別表第三第六号の表中「一四、五二〇円」を「一五、八三〇円」に、「八、五六〇円」を「九、三三〇円」に、「五、八三〇円」を「六、三六〇円」に、「二、八六〇円」を「三、一二〇円」に、「一、四三〇円」を「一、五六〇円」に、「九五〇円」を「一、〇四〇円」に改める。

**第三条** (山梨県立考古博物館設置及び管理条例の一部改正)

山梨県立考古博物館設置及び管理条例(昭和五十七年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「二二〇円」を「二六〇円」に、「一七〇円」を「二〇〇円」に

改める。

別表第二号の表中「一、一〇〇円」を「一、二四〇円」に、「八八〇円」を「九九〇円」に改める。

別表第三号の表中「一、三六〇円」を「一、五〇〇円」に改める。

**第四条** (山梨県立射撃場設置及び管理条例の一部改正)

山梨県立射撃場設置及び管理条例(昭和五十九年山梨県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「六六〇円」を「七二〇円」に、「六、五四〇円」を「七、一三〇円」に、「九三〇円」を「一、〇一〇円」に、「一三、〇九〇円」を「一四、二七〇円」に改める。

**第五条** (山梨県立文学館設置及び管理条例の一部改正)

山梨県立文学館設置及び管理条例(平成元年山梨県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「三三〇円」を「三八〇円」に、「二六〇円」を「三〇〇円」に、「二二〇円」を「二五〇円」に、「一七〇円」を「一九〇円」に改める。

別表第二号の表中「一、一〇〇円」を「一、二四〇円」に、「八八〇円」を「九九〇円」に、「五五〇円」を「六二〇円」に、「四四〇円」を「四九〇円」に改める。

別表第三号の表中「一、五七〇円」を「一、六九〇円」に、「七九〇円」を「八五〇円」に改める。

別表第二中「二二〇円」を「二八〇円」に、「三、一九〇円」を「三、四八〇円」に、「四九〇円」を「六三〇円」に、「六、二七〇円」を「六、八三〇円」に改める。

別表第三第一号の表中「一、二三〇円」を「一、三八〇円」に、「一、四四〇円」を「一、六一〇円」に、「三、九二〇円」を「四、四一〇円」に、「一〇、六九〇円」を「一一、〇三〇円」に、「一、八八〇円」を「二、九五〇円」に、「三二、三五〇円」を「三六、三九〇円」に改める。

別表第三第二号イの表中「三四〇円」を「三八〇円」に、「六三〇円」を「七一〇円」に、「二八〇円」を「三一〇円」に、「一、二五〇円」を「一、四〇〇円」に、「一四〇円」を「一六〇円」に、「二四〇円」を「二七〇円」に、「一二〇円」を「一三〇円」に、「五〇〇円」を「五六〇円」に改め、同号ロの表中「三四〇円」を「三八〇円」に、「八五〇円」を「九五〇円」に、「一、一九〇円」を「一、三三〇円」に、「一四〇円」を「一六〇円」に、「三六〇円」を「四〇〇円」に、「五〇〇円」を「五六〇円」に改める。